

第7章 県口蹄疫対策検証委員会

第7章

第7章 県口蹄疫対策検証委員会

宮崎県口蹄疫対策検証委員会を設置し、今回の口蹄疫災害に関する一連の対策について、専門的かつ客観的な観点から詳細に検証し、問題点と改善点を浮き彫りにして、「今後口蹄疫を発生させないためにはどうすれば良いか。もし発生した場合においても、最小限の被害にとどめるために何をすれば良いか。」等についての提言を行った。

1 委員会の構成

本委員会は、口蹄疫対策に関する県内主要機関の代表者と、危機管理や家畜防疫に関する学識経験者等8名で構成し、専門的かつ客観的な観点から、一連の対策に関する調査検証に当たった。

併せて、県庁内には「府内調査チーム」を設置し、総務部を中心とする5名の課長等で必要な作業を行い、委員会活動をサポートした。

さらに、府内調査チームには、農政水産部分科会を設置し、専門的な事項について、担当部局自らも調査検証に当たった。

【検証委員会】 (座長：原田隆典教授)

*氏名五十音順

分 野	職 名	氏 名
商工団体	宮崎県商工会議所連合会副会頭（会頭代行）	清本 英男
市町村	宮崎県市長会長（日向市長）	黒木 健二
県	宮崎県副知事 *平成22年10月14日以降は宮崎県総務部長	河野 俊嗣 稻用 博美
市町村	宮崎県町村会長（椎葉村長）	椎葉 晃充
農業団体	宮崎県農業協同組合中央会会長	羽田 正治
県民協働	NPOみんなのくらしターミナル代表理事	初鹿野 聰
学識(危機管理)	宮崎大学工学部教授	原田 隆典
学識(家畜防疫)	宮崎大学農学部教授（副学部長）	堀井洋一郎

【府内調査チーム】

*組織建制順

県民政策部	総合政策課長	永山 英也
総務部	人事課長	桑山 秀彦
総務部	行政経営課長	大坪 篤史
総務部	財政課長	日隈 俊郎
総務部	危機管理課長	金井 嘉郁

*府内調査チームには、別途、農政水産部分科会を置いた。

2 主な活動の経緯

(1) 検証委員会

- ① 平成22年8月25日に第1回会議を開催して以来、ほぼ1か月毎に合計5回の会議を開催し、問題点の抽出や改善策の検討を行った。
- ② この間、現地調査やヒアリング調査を実施するとともに、国の検証委員会とも2度にわたって意見交換を行うなど、議論を深めた。
- ③ 平成22年10月29日に開催した第3回会議では「中間的な論点整理」を取りまとめて公表。その後も調査検討を重ね、平成23年1月14日に開催した第5回会議において、最終的な「調査報告書」を取りまとめて公表した。
- ④ 調査報告後も、委員会は当面存続させ、必要があれば、今後も情報交換や意見交換の場を持つこととともに、口蹄疫対策に関する今後の調査については、宮崎県と宮崎大学が協働して行うことを提案し、その進捗状況等についても適宜把握していくこととした。
- ⑤ 平成23年7月11日に、報告書での指摘事項に対する対応等を確認するため、県から、これまでの対応及び今後の対応、口蹄疫防疫マニュアルの全面改訂、「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表、家畜伝染病予防法の改正等についての説明を受け、意見交換等を行った。

(2) 庁内調査チーム

- ① 平成22年8月12日に第1回会議を開催して以来、合計17回の会議を開催し、検証委員会の活動を支えるべく、必要な調査検討を行ってきた。
- ② この間、アンケート調査や現地調査、ヒアリング調査の調整や内容の取りまとめを行うとともに、農政水産部分科会等とも連携して、事実関係の確認や問題点の整理等の作業を進めた。

3 調査報告書における提言の概要

(1) 基本的方向性

- 海外、特に韓国における発生状況を見ると、今回宮崎県で起きた事態は、いつでもどこでも再び起こりうることを前提とする必要がある。
- これを防ぐため、あるいは被害の拡大を抑制するためには、次の4点が重要である。
 - (ア) ウィルスを国内に持ち込ませない水際対策
 - (イ) ウィルスが国内に侵入しても家畜に感染させない防疫対策
 - (ウ) 家畜に感染した場合の早期発見・早期通報
 - (エ) 感染拡大を最小限にするための迅速で徹底した防疫措置
- 具体的には、次の事項に留意すべきである。
 - (ア) 役割や責任を明確にした上での関係機関の緊密な連携
 - (イ) あらゆる事態を想定したマニュアルの策定と訓練
 - (ウ) 事態の進展に迅速で柔軟に対応できる危機管理体制の確立

(2) 宮崎県への提言

- 日本有数の畜産県として日本一の防疫体制を構築すべきである。
防疫対策の徹底、農場への指導の徹底、早期発見、正確な情報管理、情報提供、水際対策など。

- 今回の反省に立った危機管理体制の確立を図るべきである。

関係者が一堂に会した本部体制、市町村や関係機関と連携した現地本部体制、国と合同で情報分析や対策検討を行う部署、緊密な情報連絡、関係機関との防疫マニュアルの共有化と十分な訓練、心と身体のケアへの対応など。

- 全国のモデルとなる新しい畜産の希求をすべきである。

防疫リスクや環境に配慮した適正飼養規模の経営、畜種毎にゾーニングされた畜産地帯、飼料自給率を高めて輸入に依存しない体制、畜産廃棄物の堆肥化、特定疾病のない安全な畜産、農商工連携による付加価値の高い畜産など。

(3) 国への提言

- 人や物に関する水際対策について、先進国並みの対策を早急に実行すべきである。

- 感染原因や感染ルートの解明について、徹底した調査を行い、公表すべきである。

- 国と県との役割分担について、判断権限や責任の所在を明確にし、有事の際にも的確に対応できるよう体制を確立すべきである。

- 家畜伝染病予防法の見直しに当たっては、地方の意見を十分に聴くとともに、市町村等の役割分担の明確化や大規模農場に対する義務や規制、疫学調査に際しての強制調査権の付与や感染原因を特定できるようなシステムの構築等の改善を求める。

- 口蹄疫に関する簡易診断キットや抗ウイルス剤、マーカーワクチンの開発等を加速するとともに、病気に強い畜産を実現するため、アニマルウェルフェアの観点から飼養のあり方の検討等を求める。

(4) 畜産農家への提言

- 国や県などが行う防疫措置や指導のみならず、各農家においても、「自ら守る。自分の農場や地域には決して感染させない。」という強い意志を持って、主体的な防疫対策を講じることが重要である。

- 具体的には、飼養衛生管理基準などの内容を熟知し、必要な措置を励行すること、海外発生情報に注意し、必要に応じて防疫レベルを高めること、症状に関する情報を正しく理解し、異常がある場合には速やかに獣医師等に通報すること、地域全体の防疫レベルの向上に協力することが必要である。

■ 検証委員会会議の様子

